

令和4年7月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時  
令和4年7月28日（木）  
開会 午後1時30分  
閉会 午後2時40分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所講堂1（南庁舎3階）
- 3 出席委員  
農業委員 10名
- 4 欠席委員  
1名
- 5 傍聴者  
なし
- 6 出席した事務局職員  
事務局長、事務局次長、事務局補佐、主事
- 7 出席した関係職員  
産業課農業支援室主査
- 8 議題等  
第15号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第16号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第17号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について  
第18号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条  
の規定による承認申請について  
報告事項10 農地法第5条の規定による届出の専決について
- 9 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、10名です。 定足数に達しておりますので、これより7月の農業委員会総会を開催します。 なお、松原八壽雄委員におかれましては、体調不良により欠席されております。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】

会 長	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、佐藤庸子委員、松原圭子委員にお願いをいたします。</p> <p>本日の付議事件としては、第15号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」が2件、第16号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が1件、第17号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」が1件、第18号議案「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について」が1件でございますのでよろしくお願い申し上げます。</p>
会 長	<p>それでは早速ですが、第15号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、第15号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>この議案は、農地法第3条の規定による許可申請について、農業委員会の許可を受ける必要があるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。申請が2件ございますが、それぞれ関連がございますので、一括で審議をお願いします。</p> <p><b>【番号1 番号2 調書を朗読】</b></p> <p>説明は、以上でございます。農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
加藤清徳 委 員	<p>7月23日、荒谷弘美委員、松原圭子委員と現地を調査しました。</p> <p>1としまして、申請地は西の野町地内で、天神川に架かる六兵衛前橋から南へ約50メートルの所に位置しており、現在いちじく畑となっています。申請内容は、期間20年の賃借権の設定で、賃借人は以前から耕作している申請地を継続して利用するものでございます。</p> <p>2としまして、申請地は西の野町地内で、中央通りの西の野町五丁目交差点から西へ約350メートルの所に位置しており、現在はいちじく畑となっています。申請内容は、所有権移転で、譲受人は以前から耕作している申請地を取得するものでございます。</p> <p>1、2を総合しますと、申請地までの通作経路も問題なく、いちじくの農業従事経験が夫婦ともに20年以上あること、引き続きいちじく栽培をするため周辺農地に影響はないこと、許可後の耕作面積の合計が下限面積20アールを満たしていることから、調査員の</p>

	意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。 よろしくご審議お願いします。
会 長	報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。 番号1、番号2について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
若杉 満 委 員	1は賃借権の設定、2は所有権の有償移転ということですが、これまででは3条申請によるものではなかったということですね。
事務局	そのとおりです。
若杉 満 委 員	市の特産品でありますので、ぜひとも継続していただきたいと思 います。
会 長	他に質問もないようですので、採決に移ります。 番号1について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、番号1については、許可することに決定しまし た。続いて、番号2について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、番号2について、許可することに決定しました。 続いて、第16号議案「農地法第5条の規定による許可申請につ いて」事務局より説明をお願いします。
事務局 補佐	それでは、第16号議案「農地法第5条の規定による許可申請につ いて」説明します。 この議案は、農地法第5条の規定に基づく農地転用に関する許可 申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございま す。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないた め、特に他法令の申請はございません。 その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、 調査された委員の方から説明をよろしく申し上げます。 第16号議案の説明は以上でございます。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願い します。
委 員	7月22日、水野洋子委員と現地を調査しました。 申請地は、平子町地内で城山小学校東の交差点を北進し、はなや さんの角を曲がった道路の北端、あさひおっきい保育園の北西約1

	<p>50メートルに位置しています。申請地周辺は、資材置場が密集しており、西側が農地となっています。</p> <p>申請内容は、尾張旭市を含む近隣地域で土木工事業を営んでいる申請者が、今後、より多くの工事需要に対応するため、既存資材置場の隣地を取得し、資材置場及び駐車場として利用するものでございます。雨水排水については、砕石を敷き自然浸透とする計画であり、南東側に向かって傾斜していることから、周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えます。</p> <p>また、通帳の写しが添付されており、資金面については全く問題ありません。なお、現況は一部がすでに利用されており無断転用状態ではありますが、始末書の添付もあり、転用理由、資金計画からみても内容は妥当であると判断します。</p> <p>以上のことから、許可の基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>第16号議案について、何か質問はございませんか。</p> <p><b>【質疑応答】</b></p>
会 長	<p>質問もないようですので、採決に移ります。</p> <p>第16号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p><b>【挙手全員】</b></p>
会 長	<p>挙手全員により、第16号議案について、許可することに決定しました。</p> <p>続いて、第17号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、第17号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」説明をします。</p> <p>この議案は、生産緑地法第10条の規定に基づき買取申出をする生産緑地について買取申出の理由である死亡もしくは農業の継続を不可能とさせる故障を生じた者が、「農業の主たる従事者」もしくは「一定割合以上従事しているもの」に該当していたことを証明することについて、農業委員会の意見を求めるものでございます。</p> <p>申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p><b>【調書を朗読】</b></p> <p>第17号議案の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
水野洋子 委 員	<p>7月22日、佐藤庸子委員と現地を調査しました。</p> <p>願出地は、城山小学校の南側の道路を西へ進んだ3つ目の角から</p>

	<p>北へ約200メートルの位置にあります。</p> <p>現地の状況は、ネギやサツマイモ等の野菜が栽培されており、キウイフルーツやミカン等の果樹が植わっています。昨今、雨が多いですが、特に大きな雑草もなく適正に管理されており、今後の耕作が困難である旨の診断書も添付されています。</p> <p>以上のことから調査員としては、証明して差し支えないものと考えます。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>第17号議案について、何か質問はございませんか。</p> <p><b>【質疑応答】</b></p>
会 長	<p>質問もないようですので、採決に移ります。</p> <p>第17号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p><b>【挙手全員】</b></p>
会 長	<p>挙手全員により、第17号議案について、証明することに決定しました。</p> <p>続いて、第18号議案「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、第18号議案について説明させていただきます。</p> <p>この議案は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定により、特定農地貸付けについて、農業委員会が承認をするものでございます。</p> <p>この法律は、「特定農地貸付け」いわゆる市民農園のような形態で不特定多数に農地の貸付けを行うことについて農地法の特例を定めたものであり、農業委員会は承認の申請があった場合には、同法第3条第3項各号の要件に該当すると認められる場合は、その旨の承認をするものとされています。</p> <p>それでは、調書の説明に移ります。</p> <p><b>【調書の朗読】</b></p> <p>補足になりますが、本農園の貸付けは10月開始予定で、市の広報で募集する予定でございます。なお、受付・抽選等の事務はすべて開設者本人が申込者と直接やりとりする形となっています。詳細につきましては、担当より説明させていただきます。</p>
事務局	<p>それでは、具体的な内容について、説明させていただきます。</p> <p><b>【貸付規程の説明】</b></p> <p>説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>事務局からの説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>第18号議案について、何か質問はございませんか。</p>

	【質疑応答】
若杉 満 委 員	市民農園的な貸付けということですが、通常の農地を特定農地として貸し付けるということを農業委員会が承認するということでしょうか。
事務局	そのとおりです。今回一般個人がこの場所を新たに市民農園として開設・運営することについて農業委員会が承認するものです。
森下幸夫 委 員	個人としては尾張旭市で初めてということですか。
事務局	そのとおりです。
松原圭子 委 員	この農地は、いままではご本人が耕作していたのでしょうか。また、水の方の心配はないでしょうか。
事務局	これまでは農協の貸農園となっていました。水は愛知用水が使用可能です。
飯沼勝則 委 員	この貸付規程は何か雛型みたいなものがあるのでしょうか。
事務局	他の自治体で実際に使われているものを参考にして作成したと聞いています。また、基本的な貸付けのルールは、既存の市民農園であるふれあい農園のルールに準拠した内容となっています。
若杉 満 委 員	非常に経験が豊富な方ですので、借りられる方への指導等はしっかりしていただけるものと考えます。
荒谷弘美 委 員	一応南側に駐車場がありますが、路上駐車をされると交通に支障とならないでしょうか。台数が少ないので結局路上駐車にならないか心配です。
事務局	路上駐車は避けていただきたいので、なるべく自転車で来ていただくようお願いするか、駐車場が少ない旨の周知をする等の対応は必要かと思えます。
松原圭子 委 員	北側の道路は、一方通行で交通量も多いですが、農園の利用に支障はないでしょうか。
飯沼勝則 委 員	確かに南栄6号線は今は交通量が多いですが、今後拡幅工事の予定があり、将来的には交互通行が可能になります。
松原圭子 委 員	今後こういった事例が増えていくのは良いことだと思います。市としても推進していくということですか。
事務局 補佐	市民農園は、市としても必要な施設であると考えていますので、今後同様な農地があれば推進していくべきと考えます。

会 長	<p>他に質問もないようですので、これより採決に移ります。</p> <p>第18号議案「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について」賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、第18号議案については承認することに決定しました。</p>
会 長	<p>これをもちまして本日の付議事件は終了しました。</p> <p>次に報告事項に移ります。</p> <p>報告事項10「農地法第5条による届出の専決について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、報告事項10「農地法第5条による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>農地法第5条による届出が、7件で2,705.16平方メートル、主な概要は、北山町地内ほかで一般個人住宅5件、倉庫1件、その他1件です。</p> <p>これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>
事務局	<p>2点ございます。</p> <p>1点目は、農地法第18条の許可についてです。</p> <p>7月7日に開催された県の常設審議委員会へ諮問した結果、諮問のとおり「条件つき許可」して差し支えない旨の答申がなされたので報告いたします。その後については、申請者である賃貸人代理人弁護士宛てに7月20日付けで許可書を交付しております。</p> <p>2点目は、令和4年度農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会についてです。来る9月13日(火)、稲沢市民会館にて、例年実施されている農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会が開催されます。農業委員の皆さんにおかれましては、ご出席頂きますようお願いするとともに、当日の都合についてご配慮いただきますようお願い申し上げます。お知らせは以上でございます。</p>

会 長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は8月26日(金)午後1時30分から201会議室にて開催を予定しております。</p> <p>これもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>
-----	---